



# 埼玉県報

第 2948 号  
平成 29 年(2017 年)  
10 月 31 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）
- 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）

### 告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 熊谷中央土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

平成 29 年(2017 年)10 月 31 日

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する契約の相手方等の公示（特別支援教育課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規則

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十七号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則（平成二十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条に次の一号を加える。

- 二 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者を対象とした奨学金（補助金等の交付手続等に関する規則（昭和四十年埼玉県規則第十五号）第二条第四項第一号に該当するものに限る。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十八号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則(平成二十一年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者を対象とした奨学金(補助金等の交付手続等に関する規則(昭和四十年埼玉県規則第十五号)第二条第四項第一号に該当するものに限る。)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百七十四号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 人事行政の運営等の状況の公表

## 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成28年度）

（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	580	246	46	72	5	187	1	1		558
研究職	23	10				6				16
医療職	55	21	6	18		19				64
技能労務職	20	15	1	3		17				36
教育職	2,020	1,316	284	189	18	888		17	1	2,713
警察職	501	195	47	143	6	8		1	1	401
企業職	318	20	9	139	1	23				192
合計 (構成比)	3,517	1,823 (45.8%)	393 (9.9%)	564 (14.2%)	30 (0.8%)	1,148 (28.9%)	1 (0.0%)	19 (0.5%)	2 (0.1%)	3,980 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成28年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	108	144	152	107	56	23	10	2
研究職	5	10	10	10	7			
医療職	11	8	9	2	3		1	
技能労務職								
教育職			2	1				
企業職	82	40	29	15	8	2	3	2
合計 (構成比)	206 (24.0%)	202 (23.5%)	202 (23.5%)	135 (15.7%)	74 (8.6%)	25 (2.9%)	14 (1.6%)	4

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	54	63	46	11	11	9	2	
医療職	9	4						
技能労務職	1							
教育職								
合計 (構成比)	64 (30.5%)	67 (31.9%)	46 (21.9%)	11 (5.2%)	11 (5.2%)	9 (4.3%)	2 (1.0%)	0

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職（教員）	229	309	9	235	7
合計 （構成比）	229 (29.3%)	309 (39.5%)	9 (1.2%)	235 (30.1%)	7

&lt;警察本部長&gt;

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	30	12	5	2	2	
研究職	3	2	1			
技能労務職						
警察職	428	236	79	36	21	
合計 （構成比）	461 (53.8%)	250 (29.2%)	85 (9.9%)	38 (4.4%)	23 (2.7%)	0

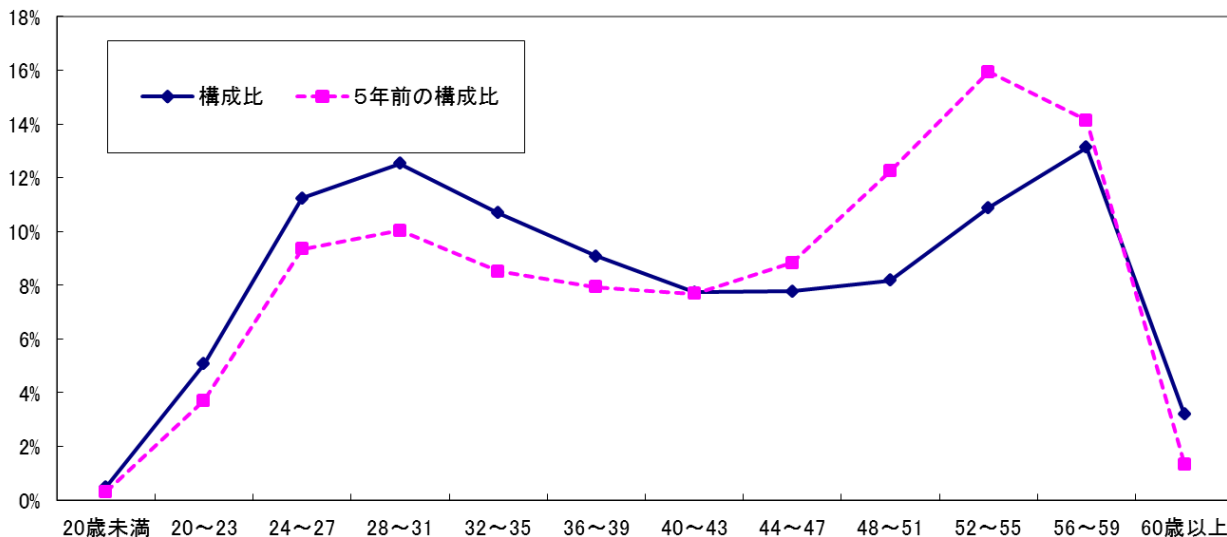
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	65	65	0	
	総務	1,191	1,211	+20	東京オリンピック・パラリンピックへの対応など
	税務	569	566	▲3	差押不動産の換価公売に関する体制の見直しなど
	民生	1,041	1,059	+18	児童相談所の体制強化など
	衛生	1,270	1,298	+28	医療人材の確保対策など
	商工	315	315	0	
	労働	207	209	+2	シニア活躍推進のための体制整備など
	農林水産	853	854	+1	次世代技術実証・普及センターの設置など
	土木	1,247	1,249	+2	浸水対策など
	小計	6,758	6,826	+68	
	教育部門	41,022	36,644	▲4,378	政令指定都市への移譲など
	警察部門	12,697	12,794	+97	警察官の増員など
	小計	60,477	56,264	▲4,213	
公営企業部門	病院	2,269	2,366	+97	循環器・呼吸器病センターの新病棟オープンへの対応など
	水道	335	341	+6	設備更新工事など
	下水道	120	126	+6	施設の長寿命化対策など
	その他	80	83	+3	産業団地造成への対応など
	小計	2,804	2,916	+112	
合計		63,281	59,180	▲4,101	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 292	人 3,005	人 6,654	人 7,417	人 6,326	人 5,372	人 4,574	人 4,598	人 4,843	人 6,436	人 7,768	人 1,895	人 59,180

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数の管理については、平成29年3月に策定した「埼玉県行財政改革プログラム」において、毎年度、業務改善や事務事業の見直しなどにより定数の1%以上の削減を行い、行政需要の増加に対応するために必要な増員は原則として削減の範囲内で措置（国際大会への臨時的対応を除く。）し、全国一少ない職員数を維持することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。



## 2 職員の人事評価の状況

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用）</li> <li>②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定</li> </ul> </li> <li>能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価</li> </ul>																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準日：2月1日</li> <li>評価対象期間：4月1日～翌3月31日</li> </ul> </li> <li>能力評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準日：11月1日</li> <li>評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）</li> </ul> </li> </ul>																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価（最終評価）             <table border="1" data-bbox="454 672 1425 891"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>能力評価（最終評価）             <table border="1" data-bbox="454 965 1425 1184"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標による管理の手法</li> <li>・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価</li> <li>・ 複数の評価者による評価</li> <li>・ 評価結果のフィードバック</li> <li>・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等)</li> <li>・ 体系的な評価者研修の実施</li> <li>・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備</li> </ul>																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)</li> </ul>																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準日: 2月1日</li> <li>・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで</li> </ul>																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 667 1433 869"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 965 1433 1137"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。                  評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

### 3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	7,343,807	1,712,177,456	4,520,662	615,904,395	36.0	35.9

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度	60,477	270,490,551	67,547,708	110,463,043	448,501,302	7,416

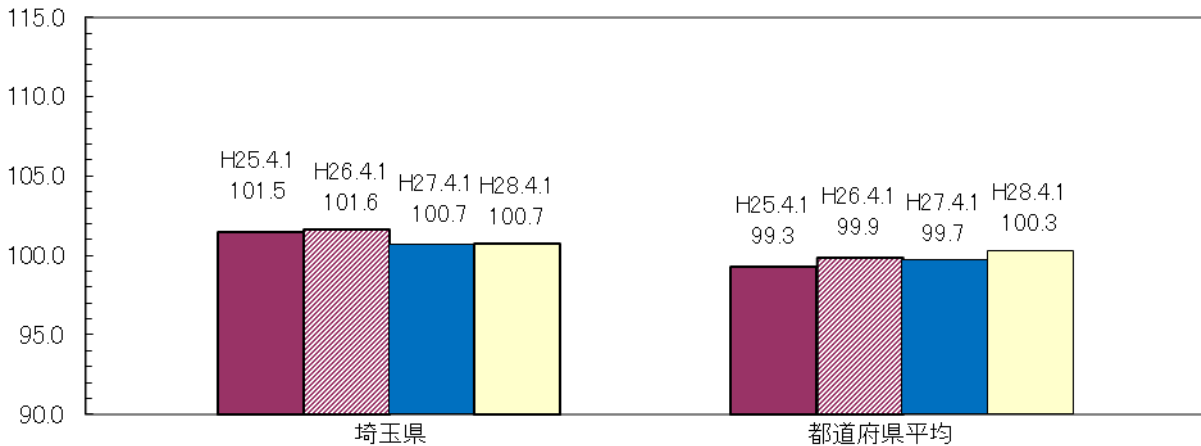
(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.9 歳	326,439 円	421,897 円
技能労務職	55.3 歳	350,983 円	412,613 円
高等学校等教育職	44.4 歳	369,383 円	444,678 円
小中学校教育職	41.3 歳	346,508 円	413,589 円
警察職	37.7 歳	321,837 円	468,453 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	184,800 円	197,500 円
	高校卒	150,500 円	161,700 円
技能労務職	高校卒	153,000 円	164,900 円
	中学卒	137,450 円	145,850 円
高等学校教育職	大学卒	206,400 円	220,600 円
	高校卒	161,400 円	176,800 円
小中学校教育職	大学卒	206,400 円	220,600 円
警察職	大学卒	214,200 円	228,600 円
	高校卒	185,900 円	194,400 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

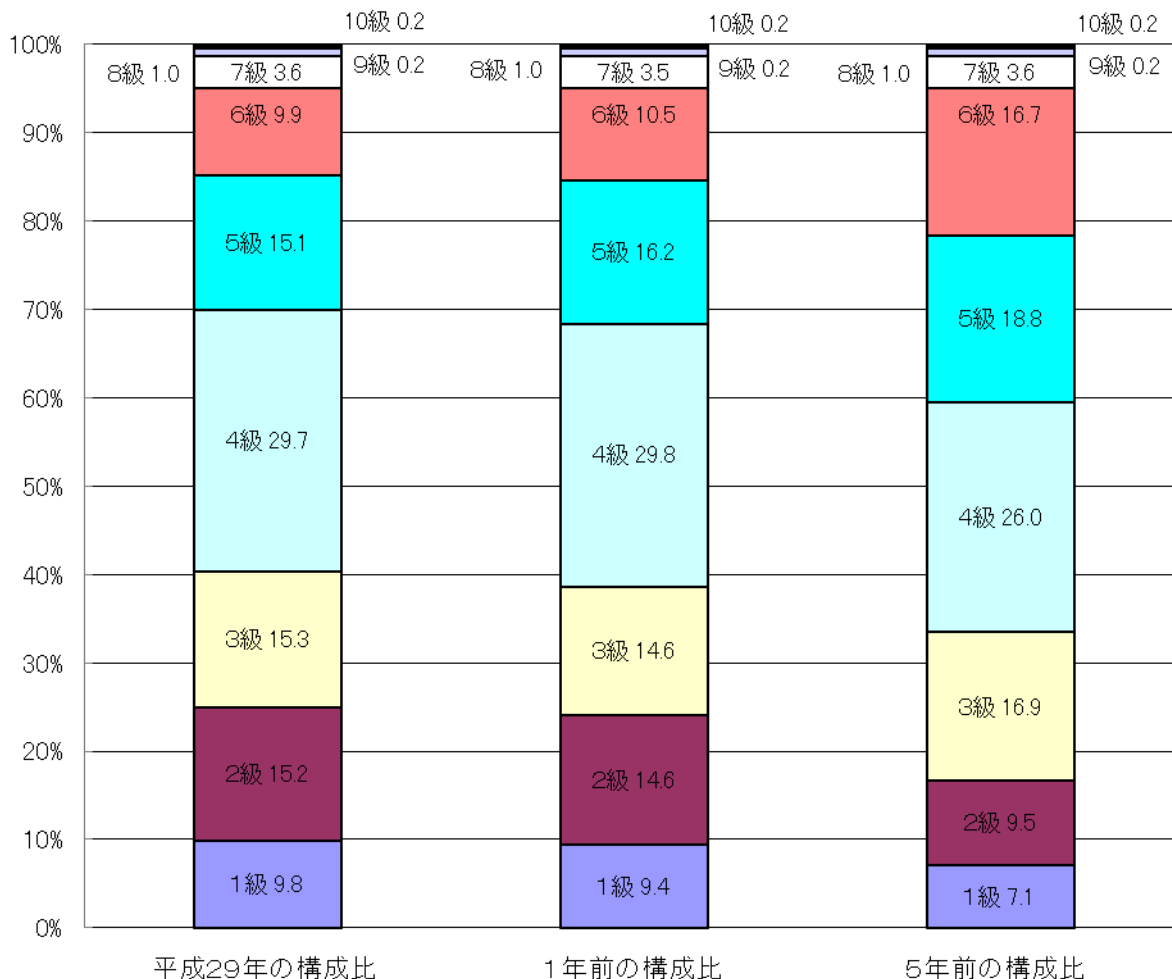
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成29年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,069 円	369,721 円
	高校卒	242,849 円	337,344 円
技能労務職	高校卒	—	337,411 円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	333,742 円	411,590 円
	高校卒	259,896 円	328,057 円
小中学校教育職	大学卒	337,193 円	403,598 円
警察職	大学卒	313,840 円	400,209 円
	高校卒	272,800 円	367,151 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 856	人 1,336	人 1,341	人 2,610	人 1,321	人 871	人 317	人 84	人 14	人 15	人 8,765
構成比	% 9.8	% 15.2	% 15.3	% 29.7	% 15.1	% 9.9	% 3.6	% 1.0	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況 (知事部局)

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。  
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数 (8~0号給) を決定。  
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数 (5以上~0号給) を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成28年度決算） 1,708 千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 （1.45 月分 0.80 月分）	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 （1.45 月分 0.80 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

埼玉県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成28年度決算)	(自己都合) 3,798千円	(勸奨・定年) 23,196千円			

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	25,985,055 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	430 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	8,755人
東京都特別区	12.7%	10人

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	4,171,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	156 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度決算）	44.1 %
手当の種類（手当数）	26 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,000 円～6,800 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 730 円～1,100 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間 1,900 円



警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,400 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	11,978,277 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	556 千円
支給実績（平成27年度決算）	11,995,922 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	568 千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

#### カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者10,000円、子8,000円等	同		千円 5,427,872	千円 234
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4,332,914	千円 364
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,000円(又は50,600円)以内	同		千円 120,233	千円 2,863
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,408,559	千円 124
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 39,854	千円 429
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 0	千円 0

へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,170,141	千円 296
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円~30,000円	同		千円 1,227,630	千円 253
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 95,097	千円 428
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 3,483,717	千円 822
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,664,583	千円 70
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 182,861	千円 356
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 229,242	千円 401
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 30,296	千円 300

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成28年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成28年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	1,420,000 円×12×在職年数×0.60	40,896,000 円	任期毎
		1,134,000 円×12×在職年数×0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3-2 公営企業職員の給与の状況

#### (1) 工業用水道事業

##### ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成28年度	千円 1,527,954	千円 370,609	千円 195,994	% 12.8	% 12.4

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費33,295千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	人 30	千円 109,208	千円 35,315	千円 44,969	千円 189,492	千円 6,316

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

##### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
40.8歳	338,804円	520,398円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

##### ウ 職員の手当の状況

###### (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成28年度決算）	
1,499千円	
（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分
(1.45 月分)	(0.80 月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

###### (イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成28年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		10,599千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		353千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	30人

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		3,120千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		173千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算)		60.0%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	10,925千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	390千円
支給実績 (平成27年度決算)	10,261千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	380千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者10,000円, 子8,000円等	同		千円 2,945	千円 227
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,930	千円 276
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,000円 (又は50,600円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,979	千円 147
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円~10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円~18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

## (2) 水道用水供給事業

### ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	40,505,214	4,264,780	2,421,974	6.0	5.7

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費667,252千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	人 332	千円 1,288,452	千円 411,646	千円 525,055	千円 2,225,153	千円 6,702

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.8歳	349,209円	538,496円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成28年度決算）	
1,559千円	
（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分
（1.45 月分）	（0.80 月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

（注）1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たりの平均支給額	（自己都合）	（勸奨・定年）
（平成28年度決算）	1,492千円	18,575千円

（注）1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	124,790千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	374千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	334人

（注）平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	41,718千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	181千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度決算）	69.2%		
手当の種類（手当数）	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

（注）平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	106,328千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	333千円
支給実績（平成27年度決算）	113,305千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	357千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者10,000円、子8,000円等	同		千円 32,950	千円 242
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 23,666	千円 278
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,000円(又は50,600円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 50,332	千円 158
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 54	千円 54
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円~10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円~18,000円	同		千円 48	千円 12
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 31,691	千円 1,022

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	8,433,462	1,059,892	183,293	2.2	3.7

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費117,674千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度	35	144,541	36,858	61,582	242,981	6,942

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.6歳	382,302円	577,096円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成28年度決算)	
1,759千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分
(1.45 月分)	(0.80 月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成28年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。



## (ウ) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		14,277千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		408千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	35人

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

## (エ) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		696千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		63千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算)		31.4%	
手当の種類 (手当数)		2手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	7,605千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	254千円
支給実績 (平成27年度決算)	10,189千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	309千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

## (カ) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者10,000円、子8,000円等	同		千円 3,648	千円 203
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,206	千円 302
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,000円 (又は50,600円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,094	千円 128
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円 + 加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき2,100円～10,800円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき3,000円～18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 5,332	千円 1,066

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

#### (4) 病院事業

##### ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成28年度	千円 52,983,037	千円 △6,552,292	千円 23,509,799	% 44.4	% 38.9

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費300,920千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	人 2,239	千円 8,695,763	千円 5,090,326	千円 3,640,866	千円 17,426,955	千円 7,783

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

##### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
36.5歳	364,373円	586,739円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

##### ウ 職員の手当の状況

###### (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成28年度決算） 1,626千円						
(平成28年度支給割合)						
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">期末手当</td> <td style="width: 50%;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.70 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45 月分)</td> <td>0.80 月分)</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.70 月分	(1.45 月分)	0.80 月分)
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.70 月分					
(1.45 月分)	0.80 月分)					
(加算措置の状況)						
職制上の段階、職務の級等による加算措置						
・ 役職加算 5～20%						
・ 管理職加算 15～25%						

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成28年度決算)	(自己都合) 1,218千円	(勸奨・定年) 22,934千円

- (注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	938,766千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	419千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	183

- (注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	353,521千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	295千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度決算）	53.3%		
手当の種類（手当数）	9手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円 日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体 800円~2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回 2,000円~6,800円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回 730円~1,100円
新生児担当医手当	小児医療センターに勤務する医師	新生児の診療業務	業務1件 10,000円

- (注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	1,980,345千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,042千円
支給実績（平成27年度決算）	1,862,739千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	1,045千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

## (カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者10,000円、子8,000円等	同	—	千円 155,446	千円 222
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額27,000円	同	—	千円 171,273	千円 319
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →月額308,000円（又は50,600円）以内	同	—	千円 890,755	千円 3,311
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額（原則として6か月定期券価額）	同	—	千円 224,938	千円 142
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同	—		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	—	千円 1,596	千円 532
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	—	千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、2,100～30,000円	同	—	千円 183,518	千円 363
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、2,000円～18,000円	同	—	千円 5,414	千円 208
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	—	千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額48,200円～139,600円	同	—	千円 93,448	千円 1,038

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成28年度	千円 46,655,664	千円 1,953,919	千円 690,197	% 1.5	% 1.5

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費423,840千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成28年度	人 119	千円 485,061	千円 156,007	千円 227,782	千円 868,850	千円 7,301

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5歳	378,576円	634,517円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成28年度決算)	
2,075千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分
(1.45月分)	(0.80月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成28年度決算)	123千円	0千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		47,737千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		398千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	9.7%	121人

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		20千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		3千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算)		7.9%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	57,455千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	653千円
支給実績 (平成27年度決算)	52,840千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	600千円

(注) 1 平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者10,000円、子8,000円等	同		千円 14,432	千円 253
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 6,075	千円 289
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →308,000円(又は50,600円)以内	同		千円 0	千円 0

通勤手当	① 交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額） ②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同		千円 16,539	千円 171
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき3,000円～18,000円	同		千円 53	千円 13
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同		千円 13,813	千円 1,063

（注）平成28年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

平成28年の職員一人当たりの平均使用日数：10.5日

(3) 病気休暇の取得状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	426
教育委員会	1,234
警察本部長	160
計	1,820

(4) 特別休暇の状況（平成29年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）
8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間



10 忌引休暇	親族	日数	
	配偶者	10日	
		血族	姻族
	1親等直系尊属	7日	3日
	1親等直系卑属	7日	1日
	2親等直系尊属	3日	1日
	2親等直系卑属	1日	—
	2親等傍系者	3日	1日
3親等傍系尊属	1日	—	
11 父母等の追悼のための休暇	1日		
12 夏季休暇	5日		
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間		
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間		
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間		
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間		
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間		
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間		
22 ボランティア休暇	一の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間		

(5) 介護休暇の取得状況（平成28年度）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	13	13	6	6	1					
女性職員	27	27	2	13	10	2				
計	40	40	8	19	11	2	0	0	0	0

（単位：人）

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	13	12	1		13	3	2	4		1	3
女性職員	27	22	5		27	8	5	4	5	2	3
計	40	34	6	0	40	11	7	8	5	3	6

（注）「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況（平成28年度）

（単位：人）

	介護時間 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	5	5	1	4						
女性職員	6	6		6						
計	11	11	1	10	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	5	3					2
女性職員	6	6					
計	11	9	0	0	0	0	2

5 職員の休業に関する状況（平成28年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

(注) 上段は、平成28年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成27年度以前から平成28年度にかけて引き続いてきている者の数です。

イ 取得状況（平成28年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1						
女性職員								
計	1	1	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員		1			1
女性職員					0
計	0	1	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	5	2	3
女性職員	4	3	1
	3	3	
計	4	3	1
	8	5	3

(注) 上段は、平成28年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成27年度以前から平成28年度にかけて引き続いてきている者の数です。

イ 取得状況（平成28年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員								
女性職員	4	1		1	1	1		
計	4	1	0	1	1	1	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員				0
女性職員	1	2	1	4
計	1	2	1	4

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等

(単位：人)

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員	2	2			
	2	2			
計	2	2	0	0	0
	2	2	0	0	0

(注) 上段は、平成28年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者の数、下段は配偶者同行休業の期間が平成27年度以前から平成28年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 承認期間（平成28年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

(単位：人)

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員				0
女性職員	1		1	2
計	1	0	1	2

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成28年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	43	10	2	1,540	28	4	
	4	7					
女性職員	1,001	213	85	1,010	967	23	27
	1,362	230	92				
計	1,044	223	87	2,550	995	27	27
	1,366	237	92				

(注) 上段は、平成28年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成27年度以前から平成28年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成28年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	30	8	5				43
女性職員	32	221	287	209	124	128	1,001
計	62	229	292	209	124	128	1,044

(イ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	8			1	1		10
女性職員	153	17	8	16	17	2	213
計	161	17	8	17	18	2	223

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）					合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え		
男性職員	6	3		1		10
女性職員	42	69	68	34		213
計	48	72	68	35		223

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員		1		1	2
女性職員	4	7	11	63	85
計	4	8	11	64	87

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
女性職員	1
計	1
	1

(注) 上段は、平成28年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成27年度以前から平成28年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（平成28年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員				0
女性職員		1		1
計	0	1	0	1

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
			1	728	720			728	721	1	1

### (2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)				1	727	720			727	721		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					1				1			
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計	0	0	0	1	728	720	0	0	728	721	0	0
法第28条第4項により失職した者											1	1

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます(以下同じ。)

### (3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
9	8	19	14	6	3	8	19	42	44

### (4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	4	6	13	7	2	3	4	15	23	31
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	2	1	1					3	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3		5	6	4		4	4	16	10
合計	9	8	19	14	6	3	8	19	42	44

## 7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

### (1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

### (2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程及び埼玉県教育委員会倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

### (3) サービス規律の遵守に関する取組

#### ア 平成28年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。
	「部課所長会議」 適宜、課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、「職員の不祥事防止に向けての研修」としてグループ討論形式による職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。

警察本部長	警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（服務を含む）教養を実施 各所属における職場教養において、職務倫理（服務を含む）に関する機会教養を実施 各所属において、職務倫理（服務を含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施
-------	--

イ 職員への周知の状況（平成28年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成28年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業への従事等の制限（平成28年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,134	大学等の非常勤講師、講演等の講師、柔剣道の審判員
教育委員会	2,901	
警察本部長	116	
計	4,151	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（平成27年度退職者及び平成28年度退職者）

（単位：件）

職種	区分			合計
	営利法人	非営利法人		
一般行政職	10	29		39
研究職	1	0		1
医療職	0	1		1
技能労務職	0	0		0
教育職	0	22		22
警察職	11	9		20
企業職	3	4		7
合計	25	65		90

(注) 1 非営利法人には国及び地方公共団体を含みません。

2 職種の区分については、1(1)職員の採用及び退職等の状況に同じですが、研究職には研究職給料表適用者のほか、任期付研究員給料表適用者を含んでいます。



## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成28年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成28年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成28年度埼玉県警察教養計画

### (2) 職員研修の実施状況

#### <知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 86回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	2,913人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 31コース 67回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,309人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース 3回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	260人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 16コース 52回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～7日	1,635人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

#### <教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 20講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1～25日	3,798人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 20講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～11日	1,673人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 45講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	2,057人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	670人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 6課程 20回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間 ～4か月	707人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	2週間 ～4週間	200人
専科教養	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 51回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日 ～4週間	1,635人
講習等	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 229課程 1,355回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～365日	52,124人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度

#### <知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,942人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,651人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,831人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科検診	歯、歯周、口腔検査 378人	26, 31, 41, 51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 4,459人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,308人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 22,676人	全員		○	○
	その他	サークル活動の促進 19件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 425人	20歳以上の希望者	○	○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、 脳ドック等 27,799人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 436人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,097人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 7,979人	全員	○		
	がん検診	胃 2,815人	35歳以上 希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイリフレッシュ	健康増進、元気回復、 心身のリフレッシュ 63,899件	全員		○	○
その他	ライフプランセミナー	年代別のセミナーの開催 3,086人	希望者	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線 撮影、血液検査、尿検査等 5,966人	全員 (35歳以上の人間ドック希望者を除く。)	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線 撮影、血液検査、尿検査等 6,526人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、 胸部エックス線撮影、血液検査、 尿検査等 567人	希望者		○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 10,338人	希望者			○
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 1,137人	該当者	○	○	
	各種厚生事業	各種保険事業	該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度  
 <知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 225,237件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,684件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 3件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、一部負担金払戻金 1,490件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 126件	該当者		○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 845,112件	全員		○	
	休業給付	育児休業手当金等 10,687件	全員		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	全員		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、一部負担金払戻金 7,964件	全員		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 118件	該当者		○	

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成28年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 339,296件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,434件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、一部負担金払戻金 1,977件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 576件	該当者		○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(一財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数 (平成28年度) (単位: 件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	59	6	65
教育委員会	302	26	328
警察本部長	212	16	228
合計	573	48	621

## 第2 人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況（平成28年度）

#### （1）採用試験の実施状況（平成28年度）

##### ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加2内の年齢は平成28年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)</li> <li>平成7年4月2日以降に生まれた人で、平成29年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人</li> <li>福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成29年3月31日までに資格取得見込みの人</li> </ul>	第1次試験日 平成28年6月26日	第1次合格発表日 平成28年7月5日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分  専門試験 択一式40問 (一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分  第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査  ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分  第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含む個別面接、 適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					
免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの人</li> <li>平成5年4月2日以降に生まれた人で、平成29年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの人</li> </ul>			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分  第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	獣医師		<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの人</li> <li>平成5年4月2日以降に生まれた人で、平成29年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの人</li> </ul>		

	保健師	・昭和61年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの人			
職員採用 初級試験	一般事務	・平成7年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 平成28年9月25日	第1次合格発表日 平成28年10月5日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	設備		第2次試験日 平成28年10月13日 ～10月27日	最終合格発表日 平成28年11月24日	専門試験(設備、総合土木、 栄養士、司書) 択一式40問 120分
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	栄養士	・昭和61年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士免許を有する人又は平成29年3月31日までに取得見込みの人			
	司書	・昭和61年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成29年3月31日までに取得見込みの人			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	第1次試験日 平成28年9月25日  第2次試験日 平成28年10月29日  第3次試験日 平成28年11月27日	第1次合格発表日 平成28年10月18日  第2次合格発表日 平成28年11月15日  最終合格発表日 平成28年12月9日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分  第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査  第3次試験 人物試験 II 個別面接
		設備			
		総合土木			
	建築				
海外活動等経験者区分	一般行政	・昭和61年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			
警察官(巡査) 採用試験  県内第1回試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成29年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成28年5月8日  第2次試験日 平成28年6月4日 ～7月29日	第1次合格発表日 平成28年5月31日  最終合格発表日 平成28年8月19日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分  第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査

	Ⅱ類	・昭和61年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成29年3月までに卒業見込みの人等			身体検査 体力検査  国際捜査Ⅰ類 第1次試験 専門試験Ⅰ 記述式 90分 論文試験 1題 60分  第2次試験 専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査  身体検査 体力検査
	Ⅲ類	・昭和61年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない人(18歳～29歳)			
	国際捜査Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県内第2回試験	Ⅰ類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成29年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成28年9月18日	第1次合格発表日 平成28年10月11日	
	Ⅱ類	・昭和61年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成29年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成28年10月15日 ～11月29日	最終合格発表日 平成28年12月19日	
	Ⅲ類	・昭和61年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類、Ⅱ類に該当しない人(17歳～29歳)			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅰ類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成29年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成28年5月8日 ～9月25日	第1次合格発表日 平成28年8月16日 ～11月17日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和61年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人(17歳～29歳)	第2次試験日 平成28年8月21日 ～12月3日	最終合格発表日 平成28年12月19日 ～平成29年1月27日	

## イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 163	人 2,232	人 1,631	人 608	人 530	人 256	倍 6.4
	福祉	15	85	64	54	47	25	2.6
	心理	3	53	43	17	13	5	8.6
	設備	24	122	85	75	58	25	3.4
	総合土木	41	152	109	100	84	43	2.5
	建築	7	38	28	26	19	10	2.8
	化学	10	109	81	41	38	13	6.2



	農業	13	83	64	52	46	14	4.6	
	林業	3	31	25	14	13	4	6.3	
警察事務職員採用上級試験		21	279	183	78	72	27	6.8	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		29	409	311	113	102	35	8.9	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	13	56	48	44	37	18	2.7	
	獣医師	14	44	35	35	33	21	1.7	
	保健師	9	23	20	20	16	11	1.8	
	管理栄養士	—	—	—	—	—	—	—	
	栄養士	1	46	33	7	6	2	16.5	
	司書	12	192	152	48	44	14	10.9	
職員採用初級試験	一般事務	9	220	181	59	47	14	12.9	
	設備	2	2	2	2	2	1	2.0	
	総合土木	3	20	17	9	7	3	5.7	
警察事務職員採用初級試験		9	122	100	37	33	13	7.7	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		14	229	206	68	57	25	8.2	
経験者職員採用試験 ※2	民間企業等職務経験者区分	一般行政	5	294	177	16	14	8	22.1
		8					5	35.4	
		設備	3	36	26	12	11	3	8.7
		3					2	13.0	
	総合土木	5	33	23	15	14	10	2.3	
	10					7	3.3		
建築	2	23	20	7	7	4	5.0		
4					3	6.7			
海外活動等経験者区分	一般行政	2	24	16	9	9	4	4.0	
	4					2	8.0		
職員採用試験 計		432	4,957	3,680	1,566	1,359	598	6.2	

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
警察官男性	I類	人	人	人	人	人	人	倍
		212	2,739	1,993	1,312	909	370	5.4
警察官男性	II類	20	1,249	1,010	216	159	43	23.5
警察官男性	III類	200	1,842	1,326	876	716	235	5.6
警察官女性	I類	45	751	541	338	207	103	5.3
警察官女性	II類	15	365	257	120	89	29	8.9
警察官女性	III類	30	443	293	176	134	43	6.8
国際捜査	I類	2	10	6	4	4	1	6.0
武道・体育指導	I類	6	8	7	6	6	4	1.8
県外募集	I類	12	292	241	42	14	3	80.3
県外募集	III類	13	272	180	40	26	5	36.0
警察官採用試験 計		555	7,971	5,854	3,130	2,264	836	7.0

(2) 採用選考の実施状況（平成28年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	82	82
定例選考 ※2	362	263
身体障害者選考	24	9

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成28年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 255	人 190	倍 1.3	・昭和32年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成28年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成28年5月14日 第2回 平成28年8月27日	平成28年6月3日  平成28年9月20日	作文試験 1題 60分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者を 対象とした 選考	24	9	2.7	昭和61年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(17歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成28年9月9日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成28年10月16日 第2次選考 平成28年11月10日	1次合格発表日 平成28年11月2日  最終合格発表 平成28年12月9日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接  2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況 (平成28年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,471	人 1,450	人 331	人 329	人 125	人 125	人 75	倍 19.3
警部補	2,346	2,319	453	452	282	282	235	9.9
巡査部長	2,646	2,628	658	657	490	490	425	6.2

(4) 昇任選考の実施状況 (平成28年度)

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	49	49
課長級	87	87
副課長級	147	147
主幹級	235	235
主査級	255	255
警部	8	8
警部補	13	13
巡査部長	15	15

職員任用に関する規則第21条の14第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 215	人 144	人 54	人 54	人 40	倍 5.0

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成28年10月20日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告を行った。主な内容は次のとおりである。

### 1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給 平成28年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表及び地域手当を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
395,312 円	393,671 円	1,641 円 (0.42%)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 43.5歳

- ・ 給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて引上げ
- ・ 公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合を引上げ(9% → 9.3%)

(2) 特別給 平成27年8月から平成28年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.1月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.30月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.30 月	4.20 月

### 2 給与制度の総合的見直し（平成29年度実施事項）

- ・ 平成27年度から実施の「給与制度の総合的見直し」を着実に進めるため、給料表の水準の引下げに伴う経過措置の状況等を踏まえ、平成29年度の地域手当の支給割合を引上げ(9.3% → 9.7%)

※ 「給与制度の総合的見直し」は、世代間の給与配分の見直しを含め、平成27年度に給料表の水準を引き下げるとともに、地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの（経過措置を平成30年3月まで実施）

### 3 扶養手当の見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる等の見直しを平成29年度から段階的に実施  
(主な内容：配偶者 13,000円 → 6,500円、子 6,500円 → 10,000円)

### 4 人材の確保

- ・ 受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験は、今後も幅広い周知に努めて引き続き実施し、その結果を更に検証しつつ、職員採用試験の実施方法等について検討する必要がある。

### 5 女性職員の活躍促進

- ・ 女性職員の積極的な登用等を目指した行動計画に掲げられているキャリア形成に資する人事異動等の様々な取組について、着実な実行を図っていくことが極めて重要である。

### 6 仕事と家庭の両立支援制度の充実

- ・ 介護のために勤務時間の一部を勤務しないことができる制度の新設や育児休業制度の拡充等、仕事と家庭の両立支援制度の更なる充実を図っていくことが必要である。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成28年度中に処理したもの

(平成29年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成28年(措)第1号事案	主任	子育て休暇の同居要件見直し	28.11.11	29.3.17 棄却	

処理 計1事案1件

(2) 係属中のもの

(平成29年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成29年(措)第1号事案	公立学校教諭	適正な勤務時間管理が行われること	29.2.14	係属中	

係属中 計1事案1件

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 平成28年度中に処理したもの

(平成29年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	28.4.20 取下申出書受理(12件) 28.6.7 取下申出書受理(1件)	
平成25年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	減給	25.3.8	28.5.26 棄却	
平成28年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	28.3.7	29.3.17 棄却	

処理 計9事案15件

(2) 係属中のもの

(平成29年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 91件	
平成26年(不)第1号事案	警察本部長	懲戒免職	26.4.4	係属中	
平成27年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	27.5.27	係属中	
平成27年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	27.9.24	係属中	
平成28年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	減給	28.3.23	係属中	
平成28年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	28.9.20	係属中	

係属中 計17事案96件

## 告 示

### 埼玉県告示第千七百七十五号

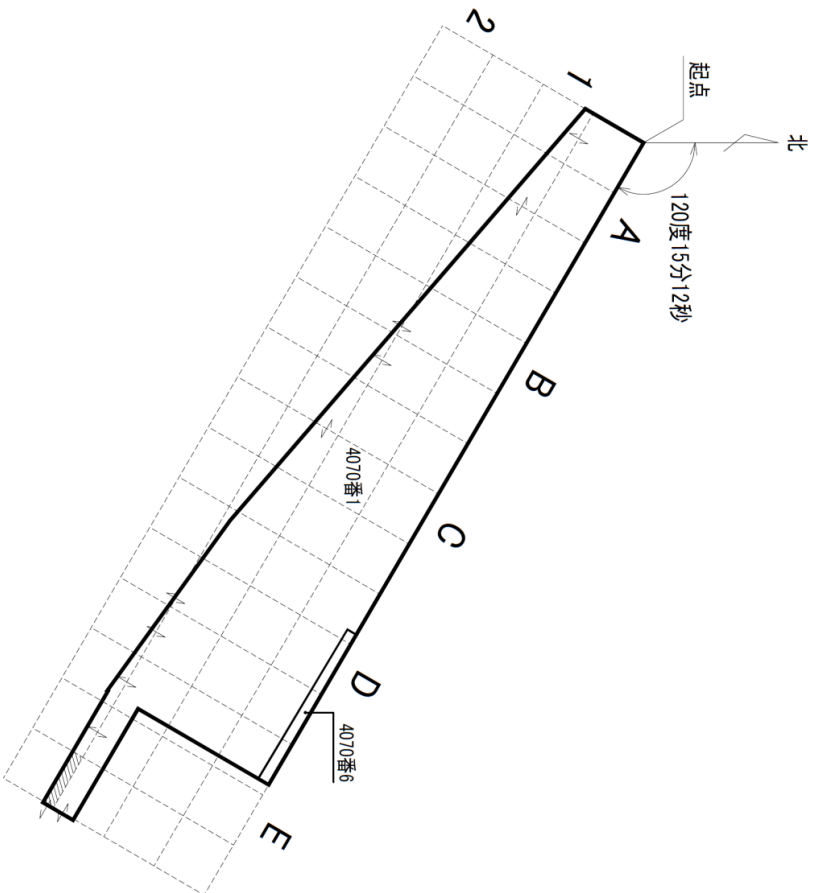
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第六百三十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市箕田字下町四千七十七番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図



凡 例	
-----	単位区画
-----	筆境界
—————	形質変更範囲
▨	形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
←	区画統合

【起点】  
起点は、鴻巣市箕田4070番1の  
最北端とする。

【格子の回転角度(120度15分12秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第千七百七十六号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日
グループホーム・蔵の家・蔵2		蔵市錦町 六―九―二九		株式会社 ウイズネット		認知症対応型 共同生活介護 介護予防 認知症対応型 共同生活介護		平成二十九年 十月一日
弁天町歯科医院		草加市中根 七―二二―一		渡部 愛三		居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導		平成二十九年 九月一日
「訪問介護サービス」 「花」		草加市手代町 一〇〇九―一		公益社団法人 草加市シelta 人材センター		訪問介護 訪問介護		平成二十九年 八月一日
介護福祉サービス 「楓」 「かえ」		所沢市こぶし 町二九―四〇		株式会社 エターナル		訪問介護 介護予防 訪問介護		平成二十九年 八月一日



# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所名称	事業者所在地	事業所名称	事業者所在地	事業所名称	事業者所在地	事業所名称	事業者所在地	
ほまれ薬局		ほまれ薬局		岩谷 有限会社		岩谷 有限会社		居宅療養管理指導
中央居宅介護支援センター		中央居宅介護支援センター		戸田市立中央老人介護支援センター		中央居宅介護支援センター		居宅介護支援
加須市中央地域包括支援センター		加須市三俣		加須市三俣		加須市三俣		介護予防支援
		加須市下三俣		加須市下三俣		加須市下三俣		

彩西訪問看護 ステーション		医療法人社団 光恵会 芝西 訪問看護ステ ーション	
事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地
比企郡鳩山町 泉井 四九五―五	比企郡鳩山町 泉井 四九五―五	川口市芝西二  二七―一六 Sビル Sビル 二B	川口市芝西二  二七―一六 Sビル 二B
比企郡鳩山町松 ヶ丘四―一―四	比企郡鳩山町松 ヶ丘四―一―四	川口市芝六二二 四―一	川口市芝西二  二七―一六 Sビル 一A S
訪問看護 介護予防訪問看護		訪問看護 介護予防訪問看護	

告 示

埼玉県告示第千七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
有限会社 フジ薬局	春日部市中央 一―七―七	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年 九月三十日
けやき薬局	朝霞市仲町 二―二―四 パールウイング 一―B号室	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年 九月三十日
根岸台薬局	朝霞市根岸台 六―八―三五 根岸台クリニッ クビル一〇二	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年 九月三十日
みなみ薬局	所沢市小手指町 四―二―五	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年 九月三十日

<p>JAちちぶホームヘルプステーション</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所 ケア・リンク</p>				<p>グループホーム ラポール北原台</p>	<p>行田薬局</p>	<p>ひまわり薬局</p>			
<p>秩父市荒川上田野 一四三二一</p>	<p>所沢市緑町 二一四一 YKS新所沢ビル 二〇六号室</p>				<p>川口市北原台 一六一一</p>	<p>行田市中心九一五 栗原興業ビル</p>	<p>所沢市狭山ヶ丘 一三〇九一 一五</p>			
<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>特定介護予防 福祉用具販売</p>	<p>介護予防 福祉用具貸与</p>	<p>特定福祉用具販売</p>	<p>福祉用具貸与</p>	<p>介護予防認知症 対応型共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>
<p>平成二十九年 九月三十日</p>		<p>平成二十九年 九月三十日</p>				<p>平成二十九年 九月三十日</p>		<p>平成二十九年 九月三十日</p>		<p>平成二十九年 八月三十一日</p>

# 告示

## 埼玉県告示第千百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
上青木整形外科内科	西村 暁	川口市上青木西四―一四―一二	平成二十九年八月一日
医療法人社団廣和会 埼玉東部診療所	廣和会	春日部市大畑三二―一	平成二十九年九月一日
医療法人社団廣和会 埼玉杉戸診療所	廣和会	北葛飾郡杉戸町本郷二七三―一	平成二十九年十月一日
HAPPINESS 館クリニック	社会福祉法人 埼玉医療福祉会	入間郡毛呂山町毛呂本郷一〇〇六	平成二十九年十月一日
上新井さとうクリニック	佐藤 光春	所沢市上新井一―二六―一	平成二十九年十月一日
医療法人社団 nagomi. 会 健康スポーツ クリニック	医療法人社団 nagomi. 会	熊谷市弥藤吾一二二―一	平成二十九年十月一日

あおい薬局	鳩ヶ谷駅前薬局	医療法人藤朋会 富士虎ノ門歯科医 院	さとこデンタルクリ ニック	朝霞歯科医院	デンタルケアあげお ニック	マックデンタルクリ ニック	なごみ診療所	在宅クリニック ハ ートフルふじみ野	一般社団法人 本 庄市児玉郡医師会 立 本庄市休日急 患診療所	医療法人EMS 西 山救急クリニック
小川 亜依	株式会社 バーサル リ	医療法人 藤 朋会	岩前 里子	田中 入	大塚 康寛	医療法人社団 Art Smile	医療法人 な ごみ	堀内 利信	一般社団法人 本庄市児玉 郡医師会	MS E
八 春日部市下柳一四二九一	四 川口市坂下町一―一二一	坂戸市南町三―二 スプ リング坂戸一階	五―一 児玉郡神川町八日市三〇	朝霞市本町三―一―三六	二 上尾市小敷谷八八〇―六	一五―八 春日部市大場宇前野一三	二六 白岡市新白岡五―一三― 二六 メゾンコジマⅢ三〇 二号	一〇二 一六 ぶじみ野市鶴ヶ岡二―六― 一六 ラングウッド鶴ヶ岡	市保健センター内)	加須市北小浜四〇八
十月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	五月一日 平成二十九年	八月一日 平成二十九年	七月二日 平成二十九年	十月一日 平成二十九年

ひまわり薬局	株式会社 クローバー	北葛飾郡杉戸町本郷二七 三―一	平成二十九年 九月一日
プラチナ薬局 北上 尾店	株式会社 リバーサル WEST	上尾市上一四四―一	平成二十九年 九月一日
けやき薬局 松原店	株式会社 リバーサル	草加市松原二―二―六	平成二十九年 九月一日
けやき薬局 松江店	株式会社 リバーサル	草加市松江一―二五―一 三 サンパティークⅢ一〇 四	平成二十九年 九月一日
むねおか薬局	有限会社 薬 局企画	志木市上宗岡五―一八― 七	平成二十九年 十月一日
ひまわり薬局	株式会社 ライフコーポレ ーション	所沢市狭山ヶ丘一―三〇 〇九―一五	平成二十九年 九月一日
新所沢薬局	クラフト株式 会社	所沢市松葉町二四―九 拓殖ビル一階	平成二十九年 九月一日
狭山中央薬局	クラフト株式 会社	狭山市中央三―三―二一	平成二十九年 九月一日
パール薬局 鶴瀬東口 店	株式会社 パ ル・オネスト	富士見市鶴瀬東一―八― 八	平成二十九年 九月一日
いつき薬局	有限会社 ク ローバー調剤 薬局	東松山市松山一―二一五― 一	平成二十九年 十月一日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
井口 貴人		みはら通り整骨朝霞市三原五―一〇―二〇 院	JUN朝霞ビル一〇二	平成二十九年 九月二十二日
加藤 みど		クオレ整骨院	加須市花崎四―一六―一二	平成二十九年 九月一日

二 指定施術機関

あかね薬局	株式会社 AKK T	深谷市寿町五四―三	平成二十九年 九月一日
ひまわり薬局 店	蓮田株式会社 バーサル	蓮田市根金一八一三―一〇	平成二十九年 九月一日
ぺんぎん薬局 店	緑町株式会社 ジック	坂戸市緑町三―五 小見野一〇一号室	平成二十九年 十月一日
イオン薬局 南店	吉川美イオンリテ ル株式会社	吉川市美南三―二三―一	平成二十九年 九月一日
訪問看護リハビリス テーションあんど悠 すまいる	株式会社 まいる・ランド―二	すふじみ野市上福岡三―一―二	平成二十九年 十月一日
訪問看護ステーショ ンてくてく	一般社団法人 新家	児玉郡上里町勅使河原一三 一三―七	平成二十九年 十一月一日
訪問看護ステーショ ン虹彩	社会福祉法人 明正会	児玉郡上里町金久保七七 七七	平成二十九年 五月一日



串田 俊彰	惠 達朗	小川 栞	中村 健人	原 武士	西山 兼太	仲村 勇太	内藤 潤	高橋 直己	中山 祐一	保谷 太郎
在宅・訪問マツ サージ治療院オ ネスト 埼玉ふ じみ野店	まごころ治療院 草加店	レイス治療院 足立西	てて整骨院 東 城南店	しろくま整骨院	にしやま整骨院	すえひろ整骨院	川口統合整骨院	高橋接骨院	月見野げんき整 骨院	ハッピー整骨院
富士見市ふじみ野西一―二四 ―五 コリーヌふじみ野二〇 六号	草加市神明一―四―一九― 二―二〇六	東京都足立区西新井栄町二 ―二四―一二	東 栃木県小山市東城南一―三 三―一カワチ薬品内	川口市戸塚五―一―二八― 一F	北本市中丸五―一〇七 中 丸スカイハイツ一〇二	川口市末広一―一四―一七	川口市幸町一―一―一七 フクロクマンション一〇三	大里郡寄居町桜沢二三六三 ―七	狭山市水野四四〇―三 一F	所沢市北有楽町七―六 ツイ ンビレッジ一F
平成二十九年 十月十六日	平成二十九年 十月十日	平成二十九年 十月十日	平成二十九年 九月二十五日	平成二十九年 八月九日	平成二十九年 九月二十五日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月一日

岡 郁美	之 佐々木 智	木内 貴志	鈴木 信善	北原 明	染谷 公崇	吉村 あゆ み	星野 博子	田崎 貴久	佐藤 満
おか鍼灸院	ひなたはり・き ゆう院	あみ鍼灸院	KEIROW 練馬東ス テーション	株式会社 フレ アス	からだ元気治療 院	あゆみ治療院	マワリ 振興会治療院ヒ マワリ	マワリ 特定非営利活動 法人かわぐち健 康福祉サービス 振興会治療院ヒ マワリ	マワリ 特定非営利活動 法人かわぐち健 康福祉サービス 振興会治療院ヒ マワリ
朝霞市東弁財一―二―一五 ―二〇二	朝霞市仲町一―二―一五	川口市栄町三―四―一五	―一五 東京都練馬区桜台六―三三	―一二 さいたま市緑区芝原一―二五 セブンビル一階	―七 茨城県古河市諸川一六五八	二〇二 川口市青木二―一四―九― エスポワール川口	川口市赤山八三―一六	川口市赤山八三―一六	川口市赤山八三―一六
平成二十九年 十月十日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 七月十日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月二十九日	平成二十九年 十月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
南福音診療所	所在地	北本市北本宿一六一―四	北本市緑四―一四八
さくら薬局 蕨 錦町店	名称	錦町薬局	さくら薬局 蕨錦町店
セキ薬局 藤久 保店	名称	チュールリップ薬局 藤久保店	セキ薬局 藤久保店
セキ薬局 宮本 町店	名称	チュールリップ薬局 宮本町店	セキ薬局 宮本町店
芝西訪問看護ス テーション	所在地	川口市芝西二―二 七―一六 SSビル 二B	川口市芝六二二四―一

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
佐々木 智之	施術者住所	志木市館一―六一― 四―三〇四	朝霞市本町一―三四― 四三―二〇七

寺井 良		松原 克	中田 隼人		山崎 雅章	
施術所所在地	施術所名称	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
草加市瀬崎二―三六 ―三二	在宅マッサージ・ピ ース	松原鍼灸治療院	さいたま市浦和区領 家五―一二―一八 ブナサワビル二〇― 号室	株式会社 ケアプラ スマ(ま)ころベルサ ービス埼玉営業所	草加市谷塚町五六五 ―一―一〇―一―二	グリーンはりきゆう 整骨院
春日部市中央二―一七 ―一四 昭和ビル第五 二〇二	在宅マッサージ・イ ースト	松原鍼灸マッサージ院	さいたま市大宮区堀の 内町一―一六―一 二階	訪問医療マッサージ KEI:ROW 大宮中央ステ ーション	草加市瀬崎二―三六― 三二	在宅マッサージ・ピ ース

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
上青木整形外科	川口市上青木西四一四―一二	平成二十九年七月三十一日
医療法人社団廣和会 埼玉東部診療所	春日部市粕壁東二―三―四〇 グレー スヒル橋本二〇二号室	平成二十九年八月三十一日
在宅クリニック ルふじみ野	ハートフ ふじみ野市鶴ヶ岡二―六―一六 ラン グウッド鶴ヶ岡一〇二	平成二十九年七月三十一日
一般社団法人 玉郡医師会立 日急患診療所	本庄市小島南二―四―一二	平成二十九年七月一日
なごみ診療所	白岡市新白岡五―一三―二六 メゾン コジマⅢ三〇二	平成二十九年四月三十日
デンタルケアあげお	上尾市富士見二―一八―一 TRF富士見一〇二	平成二十九年八月三十一日
さとこデンタルクリニック	児玉郡神川町八日市三〇五―一	平成二十九年八月三十一日
医療法人藤朋会 ノ門歯科医院	富士虎 坂戸市南町三―二	平成二十九年八月三十一日

ひまわり薬局 蓮田店	あかね薬局	株式会社 すや薬局	薬樹薬局 吉見	パール薬局 鶴瀬東口店	狭山中央薬局	ひまわり薬局	新所沢薬局	けやき薬局 松原店	けやき薬局 松江店	プラチナ薬局 北上尾店	鳩ヶ谷駅前薬局
蓮田市根金一八一三―一〇	深谷市寿町五四―三	本庄市中央一―一―二	比企郡吉見町下細谷六八八―四	富士見市鶴瀬東一―八―一八	狭山市中央三―三―二一	所沢市狭山ヶ丘一―三〇〇九―一五	所沢市松葉町二四―九 拓殖ビル一階	草加市松原二―二―六	草加市松江一―二五―一三 サンパテ イークⅢ一〇四	上尾市上一四四―一	川口市坂下町一―一二―四
平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 九月十三日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日	平成二十九年 八月三十一日

二 指定施術機関

舟木 遼	氏名		住所
リプル宮戸整骨院	名称		施術所
一〇一	朝霞市宮戸二一八―四四	所在地	
二月三日	平成二十七年		廃止年月日

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名	浅子 佳奈	
住 所		
施 術 所	名 称	はっとりはり・きゅう接骨院（西大宮院）
	所 在 地	さいたま市西区指扇三七〇九―六
辞 退 年 月 日	平成二十九年九月二十二日	



# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、熊谷中央土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	浅見 五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
同	矢田堀 房雄	同 上奈良千三百六十二番地
同	鈴木 康夫	同 玉井千六十八番地
同	持田 英昭	同 千百十番地
同	富岡 清	同 中奈良二千三百五十九番地
同	鈴木 正一	同 玉井千十九番地
同	中島 一彌	同 千四百五十三番地
同	鯨井 邦夫	同 千八百九番地一
同	中島 忠行	同 千八百四十三番地二
同	田口 清	同 代千二百三十八番地二
同	持田 朝光	同 玉井千百二番地
同	森田 竹一	同 久保島千十番地
同	持田 隆夫	同 玉井千四百八十五番地
同	並木 善明	同 七十四番地一
同	新島 芳雄	同 新島百五十八番地六
同	石関 久男	同 玉井千四百五十番地
監事	内田 享一	同 百七十七番地
同	鯨井 正男	同 千八百十八番地
同	富田 健一	同 千六百八十一番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	浅見 五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
同	矢田堀 房雄	同 上奈良千三百六十二番地
同	鈴木 康夫	同 玉井千六十八番地
同	富岡 清	同 中奈良二千三百五十九番地



# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
飯嶋 竹夫	埼玉県熊谷市板井六百五十五番地	埼玉県熊谷市三本字八反田二百三十三番一ほか二筆	四、七四二
岩間 勇夫	埼玉県熊谷市上新田九十五番地	埼玉県熊谷市上新田字新田前七番	二、〇一一
有会社ファームヤード	埼玉県深谷市血洗島三百九十四番地	埼玉県熊谷市上新田字新田前二百六十番一ほか一筆	一、三八二
アグリファーム株式会社	埼玉県加須市栄三百二十番地一	埼玉県加須市麦倉字細間二千五百四十三番一ほか一筆	一、六七一
鎌田 悟央	埼玉県加須市戸崎四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎字城附四百二十八番一ほか六筆	五、二五〇
山中 哲大	埼玉県加須市大越二千十七番地	埼玉県加須市大越字東町三千六百九十四番	二、三六三
秋山 徳次	埼玉県羽生市大字下村君千百九十五番地	埼玉県羽生市大字上村君字新田前千百三十三番	九九一

小菅 重治	栗原 博	栗原 貞夫	神岡 徳三郎	尾上 由春	小澤 弘樹	小澤 トシエ	大越 君雄	江森 洋子	江口 昌宏	今成 洋子
埼玉県羽生市大字 上村君二百八十一 番地一	埼玉県羽生市大字 上村君百八十八番 地	埼玉県羽生市大字 上村君二百二十三 番地三	埼玉県羽生市大字 弥勒千四百九番地	埼玉県羽生市大字 下村君二千三百三 十八番地一	埼玉県羽生市大字 弥勒千百七十七番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒千百七十七番 地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷六百六十 番地	埼玉県羽生市大字 発戸千六百五十二 番地二	埼玉県羽生市大字 上村君九百四十番 地一	埼玉県羽生市大字 上村君二百六十五 番地
埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百六十八番一	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百二十八番	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 七十五番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百四十七番	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百十五番	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百四十二番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百二十番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 今泉字外ノ内六百 十五番一ほか六筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百二十六番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百二十二番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百五十五番
五〇六	九九	二、 九七三	九九一	九九一	八六五	一、 九八二	五、 三五一	八九一	一、 九八二	九九一

須永 清志	高澤 憲司	農事組合法人見 沼八王子	福地 久一	福地 ヨシ子	茂木 和美	薬糧開発株式会 社	山田 和男	山中 武彦	有限会社フア ムヤード	有限会社ワ ールドファーム
埼玉県羽生市大字 弥勒九百八十三番 地	埼玉県羽生市大字 上村君八百四十四 番地	埼玉県行田市大字 荒木五千百番地一	埼玉県羽生市大字 弥勒九百七十一番 地口号	埼玉県羽生市大字 弥勒九百四十七番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒九百四十七番 地	神奈川県横浜市西 区みなとみらい二丁 目三番五号クイ ンズタワーC十九 階	福島県双葉郡双葉 町大字山田字北田 百四十八番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百三十六 番地二	埼玉県深谷市血洗 島三百九十四番地	茨城県つくば市谷 田部三千三百九十 五番地一
埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百三十九番ほか六 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百十六番ほか十一 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 八十二番一	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百三十二番ほか七 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百四十五番	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百五十二番	埼玉県羽生市大字 神戸字東五十六番	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百三十番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百五十九番	埼玉県深谷市畠山 字山王二十四番ほ か五筆	埼玉県深谷市畠山 字水押二千二百三 十四番ほか十七筆
六、 一九七	一〇、 九〇一	一、 四八九	六、 四四二	九九一	九九一	一、 三一九	四、 九五四	九九一	七、 三四八	六、 六七八

贄田 秀樹	関口 廣	鈴木 和市	鈴木 行男	島田 郁生	神山 昌美	金子 修治	上野 廣	上野 孝志	株式会社CTI フロンティア	アグリグリーン 株式会社
埼玉県比企郡滑川 町大字山田千三百 番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田九百六 十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千六百 七十八番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千八百 一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百二十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千二百 八十三番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千百五 十九番地三	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾四百十 六番地	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一
埼玉県比企郡滑川 町大字山田字三本 木千八百八十三番 三 ほか十三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字宮田 八百五十四番ほか 三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字宮田 八百五十九番一ほ か七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字川端 二千九十五番一	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稻荷 前五千七百五十番	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百二番ほ か十一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字糠ヶ 谷戸五千六百十三 番	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字川田 五千五百九十番	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字川田 五千五百八十二番 ほか二筆	埼玉県白岡市柴山 字荒田千三百二十 番一ほか九筆	埼玉県白岡市荒井 新田字下荒井ヶ崎 九百四番ほか十一 筆
一一、三九七	三、八二三	五、七九二	九七三	一、五六三	一三、七一一	六〇二	三、二三一	一、六七五	三、六五一	一七、八八八

丸源アグリ株式会社	加藤 亘	野澤 利夫	西田 晴夫
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三番地一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前三百五十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千三百三十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千五十一番地
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神九百三十二番一ほか五十四筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字原百六十二番一ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字仲区千七百五十二番一	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字谷ノ前五千五百三十一番
三九、〇八四	二、〇五一	一、〇四二	一、四八三

二 認可年月日

平成二十九年十月二十七日

## 告 示

### 埼玉県告示第千百八十六号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	平 成 二 十 九 年 十 月 三 十 日
				福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	福 島 事 務 所 福 島 県 郡 山 市 中 町 十 一 番 五 号	
				埼 玉 事 務 所 埼 玉 県 さい たま 市 浦 和 区 高 砂 二 丁 目 二 番 三 号	埼 玉 事 務 所 埼 玉 県 さい たま 市 浦 和 区 高 砂 二 丁 目 二 番 三 号	



---

---

---

丁目三番十九号

丁目三番十九号

広島事務所

広島事務所

広島県広島市

広島県広島市

中区八丁堀十

中区八丁堀十

五番六号

五番六号

愛媛事務所

香川事務所

愛媛県松山市

香川県高松市

三番町七丁目

亀井町二番地

十三番十三号

一

福岡事務所

愛媛事務所

福岡県福岡市

愛媛県松山市

博多区御供所

三番町七丁目

町一番一号

十三番十三号

佐賀事務所

福岡事務所

佐賀県佐賀市

福岡県福岡市

駅前中央一丁

博多区御供所

目九番三十八

町一番一号

号

佐賀事務所

長崎事務所

佐賀県佐賀市

長崎県長崎市

駅前中央一丁

万才町三番四

目九番三十八

号

号

宮崎事務所

長崎事務所

宮崎県宮崎市

長崎県長崎市

川原町五番十

万才町三番四

号

号



# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行  
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま  
市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号

5 落札金額

533,520,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年7月11日

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1

5 落札金額

170,078,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年7月11日



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 9 月 4 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9 丁目21番14号

5 契約金額

393, 660, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年七月二十七日

指令川建セ第二九〇〇七〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十月二十六日

川建セ第二九〇〇三二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十四番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年十月十三日

指令越建セ第二八〇〇二五一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十月二十五日

越建セ第二四二―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字新田八百九十番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市小久喜千百八十七番地二十七 パル・山崎二〇二

大島 伸欣

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年十月十六日

指令越建セ第二九〇〇〇三一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十月二十五日

越建セ第二四三一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字立野六百七十二番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市西大輪二丁目一番地十 フェイバリット二〇二号

平井 徹

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 一 日時

平成二十九年十一月九日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について